

第18回定時株主総会招集ご通知に際しての

インターネット開示事項

当社の新株予約権等に関する事項
業務の適正を確保するための体制
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結株主資本等変動計算書
連結注記表

(2018年4月1日から)
(2019年3月31日まで)

株式会社セブン銀行

上記の事項につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.sevenbank.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆さまに提供しております。

当社の新株予約権等に関する事項

1. 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第1回-①新株予約権 発行決議：2008年6月18日 新株予約権の数：45個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式45,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2008年8月13日から2038年8月12日まで	2（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第2回-①新株予約権 発行決議：2009年7月10日 新株予約権の数：55個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式55,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2009年8月4日から2039年8月3日まで	2（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第2回-②新株予約権 発行決議：2009年7月10日 新株予約権の数：9個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式9,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2009年8月4日から2039年8月3日まで	1（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第3回-①新株予約権 発行決議：2010年7月9日 新株予約権の数：180個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式180,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2010年8月10日から2040年8月9日まで	3（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第4回-①新株予約権 発行決議：2011年7月1日 新株予約権の数：187個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式187,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2011年8月9日から2041年8月8日まで	3（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第4回-②新株予約権 発行決議：2011年7月1日 新株予約権の数：16個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式16,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2011年8月9日から2041年8月8日まで	1（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第5回-①新株予約権 発行決議：2012年7月6日 新株予約権の数：171個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式171,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2012年8月7日から2042年8月6日まで	4（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第5回-②新株予約権 発行決議：2012年7月6日 新株予約権の数：10個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式10,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2012年8月7日から2042年8月6日まで	1（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第6回-①新株予約権 発行決議：2013年7月5日 新株予約権の数：107個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式107,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2013年8月6日から2043年8月5日まで	4（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第6回-②新株予約権 発行決議：2013年7月5日 新株予約権の数：5個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式5,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2013年8月6日から2043年8月5日まで	1（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第7回-①新株予約権 発行決議：2014年7月4日 新株予約権の数：98個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式98,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2014年8月5日から2044年8月4日まで	4（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第7回-②新株予約権 発行決議：2014年7月4日 新株予約権の数：5個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式5,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2014年8月5日から2044年8月4日まで	1（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第8回-①新株予約権 発行決議：2015年7月3日 新株予約権の数：70個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式70,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2015年8月11日から2045年8月10日まで	4（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第8回-②新株予約権 発行決議：2015年7月3日 新株予約権の数：5個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式5,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2015年8月11日から2045年8月10日まで	1（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く。)	名称：株式会社セブン銀行 第9回-①新株予約権 発行決議：2016年7月1日 新株予約権の数：185個 新株予約権の目的となる株式の種類及び数：当社普通株式185,000株（新株予約権1個当たり 1,000株） 権利行使時の払込金額：1円 新株予約権の行使期間：2016年8月9日から2046年8月8日まで	5（名）
社外取締役	—	—
監査役	—	—

- (注) 1. 株式会社セブン銀行第1回-①新株予約権の内容については、2008年7月18日の取締役会決議により一部修正されており、上記表中にはかかる修正後の内容を記載しております。
2. 第1回-①新株予約権から第4回-②新株予約権の目的となる株式の数は、2011年12月1日付で実施した普通株式1株を1,000株とする株式分割に伴い調整された後の株式数を記載しております。

2. 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役会における決議内容

会社法第362条第4項第6号に規定する体制の整備について、当社が実施すべき事項を2006年5月8日開催の取締役会で決議いたしました。本決議の内容については、年度毎に進捗状況をレビューし見直しを行っております。その概要は以下のとおりであります。

- ① **取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

取締役会は、経営にあたってコンプライアンスを実践するため、「コンプライアンス方針」・「遵守基準」を定める。取締役は、コンプライアンスへの取組状況の概要を定期的に取り締役に報告する。
- ② **取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**

取締役の職務の執行に係る情報については、適切かつ確実に保存・管理し、取締役又は監査役から要請があった場合に速やかに開示する。
- ③ **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

取締役会は、当社経営に係る損失の危険を適切に管理し、経営の健全性と効率性を確保するため、リスク管理を体系的に規定する「リスク管理方針」を定める。取締役は、リスク管理に関する事項を定期的に取り締役に報告する。
- ④ **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役会は、「取締役会規則」を制定のうえ付議・報告すべき重要事項を規定し、取締役会の効率的な運営を図る。取締役会は、業務執行の意思決定効率化のため経営会議を設置し、円滑かつ効率的な職務の執行を図るため執行役員制度を導入する。
- ⑤ **社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

取締役は、「コンプライアンス方針」・「遵守基準」に基づいて適切なコンプライアンス体制を整備する。取締役は、社員の職務の執行において、コンプライアンスを確保するための体制構築、施策決定、施策の実施及び実施状況の検証、施策評価につき、最終責任を負う。
- ⑥ **グループにおける業務の適正を確保するための体制**

当社は、経営理念を共有するセブン&アイHLDGS. グループの一員として、セブン&アイHLDGS. グループの取締役・社員一体となった遵法意識の醸成を図る。銀行経営の健全性を最優先とし、アームズ・レングス・ルール等を遵守しつつ、独立して経営判断を行う体制を整備する。取締役会は、当社及び子会社から成る当社グループにおける業務の適正を確保するため、「子会社管理方針」を定め、取締役は、「子会社管理方針」に基づいて、子会社を適切に管理する体制を整備する。
- ⑦ **監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合における当該社員に関する事項**

監査役は、職務を補助する組織として監査役室を設け、監査役室専属の社員を置く。さらに、取締役は、監査役から要請があった場合には、社員に監査業務の補助を行わせるものとする。
- ⑧ **監査役室専属の社員の取締役からの独立性に関する事項**

人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。
- ⑨ **監査役が当該監査役の職務を補助すべき社員に対する指示の実効性の確保に関する事項**

必要な知識・能力を備えた専任の社員を、監査役室専属の社員として適切な員数を確保し、監査役に、監査役室専属の社員に対する指揮命令権を帰属させる。人事部担当役員は、監査役室専属の社員の人事異動、人事評価及び懲戒処分につき、事前に常勤監査役へ報告し常勤監査役の同意を得ることを要する。また、監査役室専属の社員に対して、業務の適正性を調査し、必要な情報が収集できるための権限が付与されている。
- ⑩ **取締役及び社員が当該株式会社の監査役に報告をするための体制**

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告を行う。取締役及び社員は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項を速やかに報告する。子会社においては、当社内の所管部署を定め、当該所管部署が、当該子会社の事業運営及びコンプライアンス、リスク管理等の内部管理等について子会社の取締役及び社員から報告を受け、その報告内容を必要に応じて、監査役に報告する。
- ⑪ **監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への報告者が、不利な取扱いを受けないことについて、社内規程を整備し、また、これらの社内規程を適正に運用する。
- ⑫ **監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

通常監査費用について、監査役が監査計画に応じて予算化する。また、有事における監査費用又は臨時に支出した費用については、事後、償還を請求することができる。
- ⑬ **その他監査役がその職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役、内部監査部署は、監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、相互認識を深める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンス体制

当社のコンプライアンス全般につき総合的な経営運営の立場から検討・評価を行うことを目的としてコンプライアンス委員会を設置しており、当年度において3回開催しています。委員会では、コンプライアンスに関する課題の把握とその対応策等を検討しています。

また、コンプライアンス・プログラムにて「情報管理の徹底」を重点取組課題に掲げ、各種研修等を実施しています。

② リスク管理体制

各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況等に関する重要事項を協議し、経営会議に答申することを目的としてリスク管理委員会を設置しており、当年度において5回開催しています。委員会では、各リスクの管理統括部署より、リスク管理の状況、評価等の報告を受け、その対応策等を検討しています。

③ 取締役の職務執行

取締役会を13回開催し、法令や定款等に定められた事項や経営方針、予算の策定等の経営に関する重要事項を決定するとともに、月次の業績の分析・評価を行い、法令や定款等の適合性と業務の適正性の観点から審議を行っています。

また、社外取締役に対し、経営への影響が大きいと思われる案件に関しては事前説明を行ったり、当社事業の状況への理解をより深めるための取組みを行ったりするなど、審議の充実・効率化のための施策を講じています。

④ グループ管理体制

子会社に対し、当社が承認した事業計画について、その範囲内で業務執行上の一定の裁量を付与しています。その上で、取締役会等において、子会社の取締役等から経営状況等の報告を受け、現況を把握しています。また、当社監査部が子会社の業務監査を定期的実施しています。

⑤ 監査役の職務執行

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成され、当年度においては、14回開催しており、常勤監査役からの会社の状況に関する報告及び監査役相互による意見交換等が行われています。

また、監査役は、取締役会・経営会議を含む重要な会議への出席や代表取締役、会計監査人及び監査部と定期的な情報交換を行い、取締役の職務の執行について監視をしています。

⑥ 監査役の実効性の確保

監査役の職務を補助する組織として監査役室を設け、2名の社員が専属し、監査役の業務を補助しています。

取締役は、監査役会から監査方針・計画及び監査実施状況・結果につき適宜説明を受け、監査役会に報告すべき事項を監査役会と協議して定め、その報告が行われています。

取締役及び社員並びに子会社の取締役及び社員から、監査役に対し、法定の事項に加え、全社的に重要な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス上重要な事項について、適宜報告が行われています。

第18期株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当事業年度期首残高	30,572	30,572	30,572	0	155,493	155,493	△380	216,258	
当事業年度変動額									
新株の発行	106	106	106	-	-	-	-	213	
剰余金の配当	-	-	-	-	△12,217	△12,217	-	△12,217	
当期純利益	-	-	-	-	14,572	14,572	-	14,572	
自己株式の処分	-	-	-	-	-	-	27	27	
株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	
当事業年度変動額合計	106	106	106	-	2,354	2,354	27	2,595	
当事業年度末残高	30,679	30,679	30,679	0	157,847	157,847	△352	218,854	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当事業年度期首残高	244	244	533	217,036
当事業年度変動額				
新株の発行	-	-	-	213
剰余金の配当	-	-	-	△12,217
当期純利益	-	-	-	14,572
自己株式の処分	-	-	-	27
株主資本以外の 項目の当事業年度 変動額(純額)	248	248	△212	35
当事業年度変動額合計	248	248	△212	2,631
当事業年度末残高	492	492	320	219,667

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～18年
A T M	5年
その他	2年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 繰延資産の処理方法

社債発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社・子法人等株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

なお、当事業年度については、年金資産見込額が退職給付債務見込額に未認識数理計算上の差異を加減した額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しております。

(4) 株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役株式交付規程及び執行役員株式交付規程に基づく取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金銭債権の為替相場の変動リスクに対するヘッジ会計の方法に振当処理を適用しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）に対して、業績連動型株式報酬制度を導入しております。概要は、「連結注記表」の「追加情報」に記載のとおりであります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 11,859百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は31百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券76,683百万円を差し入れております。

また、その他の資産には保証金1,259百万円及び中央清算機関差入証拠金400百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,661百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが18,661百万円あります。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 60,362百万円

9. 関係会社に対する金銭債権総額 912百万円

10. 関係会社に対する金銭債務総額 90,214百万円

11. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上することとされております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る資本準備金及び利益準備金の計上額はありません。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 43百万円

役員取引等に係る収益総額 1,032百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 93百万円

2. 関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役員取引等に係る費用総額 13,570百万円

その他の取引に係る費用総額 857百万円

3. 関係会社株式評価損21,889百万円は、連結子会社であるFCTI, Inc.等3社の株式に係る評価損であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株 式 数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株 式 数	摘要
自己株式					
普通株式	896	—	64	831	(注) 1、2
合 計	896	—	64	831	

(注) 1. 自己株式の減少64千株は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式の交付によるものであります。

2. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式がそれぞれ896千株、831千株含まれております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日現在)

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2019年3月31日現在)

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	6,849
関連法人等株式	5,009
合 計	11,859

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上記の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

4. その他有価証券（2019年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	626	151	474
	債券	40,112	40,094	18
	地方債	21,556	21,544	11
	社債	18,555	18,549	6
	小計	40,738	40,246	492
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	36,571	36,575	△4
	地方債	9,308	9,309	△0
	社債	27,262	27,266	△3
	小計	36,571	36,575	△4
合 計		77,309	76,821	488

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	515
新株予約権	50
組合出資金	2,993
合 計	3,558

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について49百万円減損処理を行っております。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自2018年4月1日 至2019年3月31日）

該当ありません。

7. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

8. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
関係会社株式評価損	6,717百万円
未払事業税	388
減価償却費損金算入限度超過額	208
賞与引当金	114
資産除去債務	110
ストック・オプション費用	98
株式給付引当金	51
組合出資金	46
貸倒引当金損金算入限度超過額	36
未払金(旧役員退職慰労引当金)	6
その他	34
繰延税金資産合計	7,813
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△217
前払年金費用	△52
資産除去債務に係る有形固定資産修正額	△30
その他	△2
繰延税金負債合計	△303
繰延税金資産の純額	7,510百万円

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
その他の関係会社	株式会社セブン・イレブン・ジャパン	東京都千代田区	17,200	コンビニエンスストア事業	被所有直接38.04%	ATM設置及び管理業務に関する契約資金取引	ATM設置支払手数料の支払(注)1.	13,570	未払費用(注)2.	1,307

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

ATM設置支払手数料に係る取引条件及び取引条件の決定方針等については、事務委任に対する対価性及び同社が負担したインフラ整備費用等を総合的に勘案して決定しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりませんが、期末残高には消費税等を含めております。

(2) 子会社及び関連会社等

該当ありません。

(3) 同一の親会社を持つ会社等及びその他の関係会社の子会社等

該当ありません。

(4) 役員及び個人株主等

該当ありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社セブン&アイ・ホールディングス(東京証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 184円07銭

1株当たりの当期純利益金額 12円23銭

潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 12円21銭

(注) 当社は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たりの純資産額の算定上、事業年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の事業年度末株式数は831千株であります。また、当該信託が保有する当社株式を1株当たりの当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は852千株であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第2項及び当社定款第6条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしました。概要は、「連結注記表」の「重要な後発事象」に記載のとおりであります。

第18期連結株主資本等変動計算書 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	30,572	30,554	146,075	△380	206,823
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	106	106	－	－	213
剰 余 金 の 配 当	－	－	△12,217	－	△12,217
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	13,236	－	13,236
自己株式の処分	－	－	－	27	27
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	106	106	1,018	27	1,260
当 期 末 残 高	30,679	30,661	147,094	△352	208,083

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主 持分	純資産 合 計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計			
当 期 首 残 高	244	4,308	98	4,651	533	18	212,027
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行	－	－	－	－	－	－	213
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△12,217
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	13,236
自己株式の処分	－	－	－	－	－	－	27
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	248	△509	83	△177	△212	△7	△397
当 期 変 動 額 合 計	248	△509	83	△177	△212	△7	862
当 期 末 残 高	492	3,798	182	4,473	320	11	212,890

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 4社

会社名

FCTI, Inc.

PT. ABADI TAMBAH MULIA INTERNASIONAL

株式会社バンク・ビジネスファクトリー

株式会社セブン・ペイメントサービス

(連結の範囲の変更)

当連結会計年度より、FCTI Canada, Inc. は清算終了により子会社に該当しないことになったことから、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等 3社

会社名

株式会社セブン・ペイ

TORANOTEC株式会社

TORANOTEC投信投資顧問株式会社

(持分法適用の範囲の変更)

当連結会計年度より、株式会社セブン・フィナンシャルサービスとの共同出資により設立した株式会社セブン・ペイを新たに持分法適用の範囲に含めております。また、TORANOTEC株式会社及びTORANOTEC投信投資顧問株式会社を株式取得等により新たに持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(4) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末 2社

3月末 2社

(2) 連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。

連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。

4. のれんの償却に関する事項

5～10年間の定額法により償却を行っております。ただし、金額が僅少な場合は、発生時の費用として処理しております。

会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

当社の有形固定資産は、定額法を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	6年～18年
A T M	5年
その他	2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき定額法により償却しております。

②無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 平成24年7月4日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、予想損失率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に営業関連部署から独立したリスク統括部が資産査定を実施し、その査定結果に基づいて貸倒引当金の算定を行っております。なお、当該部署から独立した監査部が査定結果の監査をしております。

②賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、一部の連結子会社が役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

④株式給付引当金

株式給付引当金は、取締役株式交付規程及び執行役員株式交付規程に基づく当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。）及び執行役員（海外居住者を除く。）への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

(6) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等の外貨建資産・負債については、当該子会社及び子法人等の決算日等の為替相場により換算しております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

金利リスク・ヘッジ

一部の負債に金利スワップの特例処理を適用しております。変動金利の相場変動を相殺するヘッジについて、個別にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。

(8) 消費税等の会計処理

当社並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(取締役に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の取締役（非業務執行取締役及び海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的に継続した業績向上への貢献意欲をより一層高めることを目的に、役員報酬BIP信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）に準じております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める取締役株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額は253百万円、株式数は596千株であります。

(執行役員に対する業績連動型株式報酬制度)

当社は、当社の執行役員（海外居住者を除く。以下同じ。）に対して、中長期的に継続した業績向上への貢献意欲をより一層高めることを目的に、株式付与E S O P信託による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を適用しております。

(1) 取引の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、執行役員に対して、当社が定める執行役員株式交付規程に従って、当社株式等が信託を通じて交付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、執行役員が当社株式等の交付を受ける時期は、原則として執行役員の退任時とします。

(2) 信託に残存する当社の株式

本信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額は99百万円、株式数は234千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額（連結子会社及び連結子法人等の株式（及び出資金）を除く） 4,770百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1百万円、延滞債権額は31百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権はありません。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 為替決済、日本銀行当座貸越取引の担保として、有価証券76,683百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金1,318百万円及び中央清算機関差入証拠金400百万円が含まれております。

7. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、18,661百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のものが18,661百万円あります。

8. 有形固定資産の減価償却累計額 63,957百万円

(連結損益計算書関係)

減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
米国	事業用資産	建物	20
		A T M	3,918
		その他の有形固定資産	111
		ソフトウェア	305
		その他の無形固定資産	2,720
	その他資産	3,557	
	—	のれん	4,079
インドネシア	事業用資産	建物	6
		A T M	99
		その他の有形固定資産	3
		ソフトウェア	9
合計			14,830

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、会社ごとに資産のグルーピングをしております。

上記の資産グループについては、当初策定した計画を下回って推移しており、今後の事業計画を見直した結果、投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを11.5%で割り引いて算定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については回収可能価額を零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	1,191,528	936	－	1,192,464	(注) 1
合 計	1,191,528	936	－	1,192,464	
自己株式					
普通株式	896	－	64	831	(注) 2、3
合 計	896	－	64	831	

(注) 1. 普通株式の増加936千株は、新株予約権の行使によるものであります。

2. 自己株式の減少64千株は、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式の交付によるものであります。

3. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式がそれぞれ896千株、831千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区 分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数 (千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘 要
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末		
当 社	ストック・オプションとしての 新株予約権		—————				320	
合 計			—————				320	

(注) 自己新株予約権は存在いたしません。

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2018年5月25日 取締役会	普通株式	6,255百万円	5円25銭	2018年3月31日	2018年6月1日
2018年11月2日 取締役会	普通株式	5,962百万円	5円00銭	2018年9月30日	2018年12月3日

(注) 1. 2018年5月25日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

2. 2018年11月2日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2019年5月24日 取締役会	普通株式	7,154百万円	利益剰余金	6円00銭	2019年3月31日	2019年6月3日

(注) 配当金の総額には、役員報酬B I P信託及び株式付与E S O P信託が保有する当社株式に対する配当金4百万円が含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達・運用の両面において、安定性確保とリスク極小化を基本方針としており、積極的なリスクテイクによる収益追求は行っていません。

当社の資金調達は、A T M装填用現金等の運転資金及びA T M・システム関連投資等の設備投資資金の調達に大別され、金利動向等を踏まえてベースとなる資金を預金、長期借入や社債発行等により確保した上で、日々の調達額の変動をコール市場からの調達により賄っております。

一方、運用については、個人向けの小口の貸出業務等を行っておりますが、中心は「限定的なエンドユーザー」としての資金証券業務であります。運用先は信用力が高く流動性に富む債券等の有価証券や信用力の高い金融機関に対する預け金、コールローン等に限定しており、リスクの高い金融派生商品等による運用は行わないこととしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する金融資産は、主としてA T M事業を円滑に行うための現金がその大半を占めております。余資をコールローンに放出しており、与信先の信用リスクに晒されております。有価証券は、主に信用力が高く流動性に富む債券及び株式であり、その他保有目的としております。これらは、それぞれ与信先又は発行体の信用リスク及び金利リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。貸出金は、個人向けのローンサービス（極度型カードローン）であり、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されておりますが、債権は全額保証を付しているため、リスクは限定的となっております。

また、当社は、銀行業を営んでおり、その金融負債の大半を占める預金及び譲渡性預金は金利の変動リスクに晒されております。必要に応じてコールマネーにて短期的な調達をしておりますが、必要な資金を調達できない流動性リスクに晒されております。借入金や社債は、一定の環境の下で当社が市場を利用できなくなる場合など、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。また、変動金利の借入を行っており金利の変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を行うことにより当該リスクを回避しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

信用リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「信用リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。信用リスクは現状、A T Mに関する決済業務及びA L M操作に関わる優良な金融機関等に対する預け金、資金放出、仮払金等に限定し、信用リスクを抑制した運営としております。また、自己査定・償却・引当方針、自己査定・償却・引当規程に従い、適正な自己査定、償却引当を実施しております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、リスク統括部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

市場リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「市場リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「市場リスク管理規程」にて、リスク限度額、ポジション限度、損失許容限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。なお、月1回開催するA L M委員会にて、リスクの状況、金利動向の見通し等が報告され、運営方針を決定する体制としております。

市場リスクに係る定量的情報

当社の市場リスクについては、金利リスクが主要なリスクであり、当社全体の資産・負債を対象として市場リスク量（V a R）を計測しております。V a Rの計測にあたっては、分散共分散法（保有期間125日、信頼区間99.9%、データ観測期間1年間）を採用しており、2019年3月末時点で当社の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で7,650百万円であります。また当社の事業特性を鑑み、資産側の現金に対して金利期間を認識し、期間5年のゼロクーポン債（平均期間約2.5年）とみなして計測しております。モデルの妥当性に関しては、モデルが算出するV a Rと実際の損益を比較するバックテストを定期的実施しております。ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③流動性リスクの管理

流動性リスクに関する基本方針を「リスク管理方針」に、その下位規程として「流動性リスク管理規程」を制定し、これを遵守しております。「流動性リスク管理規程」にて、運用・調達の期間の違いによって生ずるギャップ限度を設定することを規定し、リスク統括部リスク管理担当がそれらについて日次で計測・モニタリングし、経営会議等に報告を行っております。資金繰り逼迫時においては、全社的に迅速かつ機動的な対応が取れるよう、シナリオ別対策を予め策定し、万全を期しており、資金流動性確保に懸念はないものと考えております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金 (*)	780,647	780,647	—
(2) 有価証券			
その他有価証券	77,309	77,309	—
(3) 貸出金	22,688		
貸倒引当金 (*)	△0		
	22,687	22,687	—
(4) A T M仮払金 (*)	194,907	194,907	—
資産計	1,075,552	1,075,552	—
(1) 預金	678,664	678,809	145
(2) 譲渡性預金	810	810	—
(3) 借入金	10,000	10,000	—
(4) 社債	135,000	136,688	1,688
(5) A T M仮受金	80,853	80,853	—
負債計	905,328	907,161	1,833
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	△18	△18	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引計	△18	△18	—

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、現金預け金、A T M仮払金に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金は預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、固定金利によるものはありません。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

(4) A T M仮払金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び (2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額（金利スワップの特例処理の対象とされた借入金については、その金利スワップのレートによる元利金の合計額）を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。なお、変動金利によるものはありません。

(4) 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっております。

(5) ATM仮受金

未決済期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は通貨関連取引であり、時価は割引現在価値等により算出しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (* 1) (* 2)	515
関連会社株式 (* 1)	4,770
新株予約権 (* 1)	50
組合出資金 (* 3)	2,993
合 計	8,329

(* 1) 非上場株式、関連会社株式及び新株予約権については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について49百万円減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金 (* 1)	133,771	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち 満期のあるもの	27,920	18,000	30,231	-	-	-
うち地方債	10,420	6,400	13,831	-	-	-
社債	17,500	11,600	16,400	-	-	-
貸出金 (* 2)	22,655	-	-	-	-	-
ATM仮払金	194,910	-	-	-	-	-
合 計	379,256	18,000	30,231	-	-	-

(* 1) 預け金のうち、満期のない預け金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない33百万円は含めておりません。なお、貸出金は、「1年以内」として開示しております。

(注4) 社債、借入金及びその他有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金 (*)	562,357	78,617	37,689	-	-	-
譲渡性預金	810	-	-	-	-	-
借入金	10,000	-	-	-	-	-
社債	30,000	-	40,000	15,000	50,000	-
ATM仮受金	80,853	-	-	-	-	-
合 計	684,021	78,617	77,689	15,000	50,000	-

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

1. 売買目的有価証券 (2019年3月31日現在)

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券 (2019年3月31日現在)

該当ありません。

3. その他有価証券 (2019年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	626	151	474
	債券	40,112	40,094	18
	地方債	21,556	21,544	11
	社債	18,555	18,549	6
	小計	40,738	40,246	492
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	36,571	36,575	△4
	地方債	9,308	9,309	△0
	社債	27,262	27,266	△3
	小計	36,571	36,575	△4
合計		77,309	76,821	488

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当ありません。

6. 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7. 減損処理を行った有価証券

該当ありません。

(金銭の信託関係)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社取締役 4名	当社執行役員 5名	当社取締役 5名
株式の種類及び付与数(注)1.	普通株式 184,000株	普通株式 171,000株	普通株式 38,000株	普通株式 423,000株
付与日	2008年8月12日	2009年8月3日	同左	2010年8月9日
権利確定条件	(注)2.	(注)2.	(注)3.	(注)2.
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	2008年8月13日から 2038年8月12日まで	2009年8月4日から 2039年8月3日まで	同左	2010年8月10日から 2040年8月9日まで
	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名	当社執行役員 8名	当社取締役 6名	当社執行役員 7名
株式の種類及び付与数(注)1.	普通株式 440,000株	普通株式 118,000株	普通株式 363,000株	普通株式 77,000株
付与日	2011年8月8日	同左	2012年8月6日	同左
権利確定条件	(注)2.	(注)3.	(注)2.	(注)3.
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	2011年8月9日から 2041年8月8日まで	同左	2012年8月7日から 2042年8月6日まで	同左
	第6回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員 7名	当社取締役 6名	当社執行役員 8名
株式の種類及び付与数(注)1.	普通株式 216,000株	普通株式 43,000株	普通株式 193,000株	普通株式 44,000株
付与日	2013年8月5日	同左	2014年8月4日	同左
権利確定条件	(注)2.	(注)3.	(注)2.	(注)3.
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	2013年8月6日から 2043年8月5日まで	同左	2014年8月5日から 2044年8月4日まで	同左
	第8回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第8回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 6名	当社執行役員 9名	当社取締役 6名	当社執行役員 9名
株式の種類及び付与数(注)1.	普通株式 138,000株	普通株式 39,000株	普通株式 278,000株	普通株式 72,000株
付与日	2015年8月10日	同左	2016年8月8日	同左
権利確定条件	(注)2.	(注)3.	(注)2.	(注)3.
対象勤務期間	特に定めはありません。	同左	同左	同左
権利行使期間	2015年8月11日から 2045年8月10日まで	同左	2016年8月9日から 2046年8月8日まで	同左

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。なお、当社は2011年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、第1回-①新株予約権から第4回-②新株予約権の目的となる株式の数は、株式分割に伴い調整された後の数値を記載しております。

2. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

3. 新株予約権者は、当社の執行役員の地位を喪失した日(新株予約権者が当社の取締役に就任した場合は取締役の地位を喪失した日)の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使することができる。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	120,000	133,000	9,000	342,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	75,000	78,000	-	162,000
失効	-	-	-	-
未行使残	45,000	55,000	9,000	180,000
	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	356,000	55,000	299,000	40,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	169,000	13,000	128,000	10,000
失効	-	-	-	-
未行使残	187,000	42,000	171,000	30,000
	第6回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	179,000	20,000	161,000	28,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	72,000	5,000	63,000	5,000
失効	-	-	-	-
未行使残	107,000	15,000	98,000	23,000
	第8回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第8回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	115,000	27,000	278,000	72,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	45,000	3,000	93,000	15,000
失効	-	-	-	-
未行使残	70,000	24,000	185,000	57,000

②単価情報

	第1回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第2回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第3回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	348円	348円	—	348円
付与日における 公正な評価単価	新株予約権1個当たり 236,480円	新株予約権1個当たり 221,862円	新株予約権1個当たり 221,862円	新株予約権1個当たり 139,824円
	第4回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第4回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第5回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	348円	339円	348円	339円
付与日における 公正な評価単価	新株予約権1個当たり 127,950円	新株予約権1個当たり 127,950円	新株予約権1個当たり 175,000円	新株予約権1個当たり 175,000円
	第6回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第6回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第7回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	348円	339円	348円	339円
付与日における 公正な評価単価	新株予約権1個当たり 312,000円	新株予約権1個当たり 312,000円	新株予約権1個当たり 370,000円	新株予約権1個当たり 370,000円
	第8回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第8回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-① 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	第9回-② 新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	348円	339円	348円	346円
付与日における 公正な評価単価	新株予約権1個当たり 537,000円	新株予約権1個当たり 537,000円	新株予約権1個当たり 302,000円	新株予約権1個当たり 302,000円

(注) 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、当社普通株式1,000株であります。なお、当社は2011年12月1日付で普通株式1株につき1,000株の割合をもって株式分割を行っているため、第1回-①新株予約権から第4回-②新株予約権の権利行使価格は株式分割に伴い調整された後の数値を記載しております。また、行使時平均株価はストック・オプション行使時の当社の平均株価であります。

2. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

該当事項はありません。

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額 178円37銭

1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 11円11銭

潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額 11円09銭

(注) 当社は、役員報酬BIP信託及び株式付与ESOP信託を導入しており、当該信託が保有する当社株式を1株当たりの純資産額の算定上、連結会計年度末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の連結会計年度末株式数は831千株であります。また、当該信託が保有する当社株式を1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。控除した当該自己株式の期中平均株式数は852千株であります。

(重要な後発事象)

(自己株式の取得及び消却)

当社は、2019年5月10日開催の取締役会において、会社法第165条第2項及び当社定款第6条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式消却に係る事項を決議いたしました。

1. 自己株式の取得及び消却を行う理由

当社は、中長期的視点に立った成長投資に必要な内部留保の確保と利益還元の充実をバランスよく実行し、企業価値の最大化を図ることは極めて重要な事項と考えており、株主還元の強化・資本効率の向上並びに機動的な資本政策等を実行するため、自己株式の取得及び消却を行うことにいたしました。

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 取得し得る株式の総数 1,350万株 (上限)
(発行済株式総数 (自己株式を除く) に対する割合 1.13%)
- (3) 株式の取得価額の総額 50億円 (上限)
- (4) 取得期間 2019年5月13日から2019年7月31日まで
- (5) 取得の方法 自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け

3. 消却に係る事項の内容

- (1) 対象株式の種類 当社普通株式
- (2) 消却する株式の数 上記2により取得した自己株式の全株式数
- (3) 消却予定日 2019年8月20日